委 託 業 務 仕 様 書

(優先順位)

- 第1 本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。
 - 1 契約図書
 - 2 三重県業務委託共通仕様書

(共通事項)

- 第2 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書(令和3年11月)」 (三重県のホームページ及び四日市市担当課各課にて縦覧)を準用する。
 - 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
 - 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその 内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、別紙の『個 人情報取扱注意事項』を遵守すること。また、『個人情報取扱注意事項』に記載の ない事項については、三重県業務委託共通仕様書(令和3年11月)に別記で記載 された『個人情報の取扱いに関する特記事項』によるものとする。
 - 4 三重業務委託共通仕様書(測量業務共通仕様書第1編第1章第111条第3・4項、 用地調査等業務共通仕様書第2章第12条3・7項、地質・土質業務共通仕様書第1 編第1章第111条第3・4項、設計業務等共通仕様書第1編第1章第1110条第3・4 項)に基づき、契約金額100万円以上の業務については、業務実績情報システム(テクリス)へ登録し、「登録内容確認書」を提出すること。ただし、農業農村整備事業における業務については、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)へ登録し、「AGRIS登録結果通知」を提出すること。

(暴力団等不当介入に関する事項)

第3 1 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要網(平成 20 年四日市市告示第 2 8 号)第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

- 2 暴力団等による不当介入を受けたときの義務
- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3)(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(特記仕様書)

第4 前項の他、別記の特記仕様書を附す。

〔別紙〕

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。
- 2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を 指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当 該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要 な措置を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他 の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
- 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事 者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
- 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況 等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるも のとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、 乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約 による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、 持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。 ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法に より行うものとする。
- (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
- (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の 破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は 請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲 に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が 資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、
 乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、 この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行う ものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情が あったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたと きは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

特記仕様書(設計業務条件一覧表)

NO. 1

明示項目		明示事項(条件及び内容)
ア	設計積算条件	■ 積算基準 三重県県土整備部制定 令和3年11月制定
		■ 単価適用日 令和4年4月1日制定(令和4年6月1日一部改定)
イ	適用図書	▼ 委託契約書
		■ 設計業務等共通仕様書(三重県)
		部分改正を行った内容も含む(最新改正)
		■ 三重県公共工事共通仕様書(三重県) 令和2年8月制定
		部分改正を行った内容も含む(最新改正 令和3年7月)
		■ 四日市市景観計画 平成20年2月22日発行【平成30年2月28日変更】
	NIL TINE I AND IN	□ その他(
ウ	業務計画等	■ 契約締結後14日以内に業務計画書(工程表)を監督職員に提出する。 -
		■ 業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督職員に提出する。
		■ 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。
		□ その他()
Н	成果の提出	■ 電子記憶媒体を提出すること。ただし、その仕様等については、三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和3年7月改訂】相当によるものとし、Excel、Word、Jw-Cadで読み取り加工できるものとする。
		■ 本業務における成果物の提出部数は、(■ 3部 □ ()部)とする。
		■ 指示する期日までに提出する成果物あり。 (業務の進捗により指示する。)
		■ 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督職員に協議承諾を得たものについてはこの限りではない。
		□ その他(
オ	工程関係	■ 別途業務との工程調整の必要あり(別途業務名 堀川排水機場地質調査業務委託)
		■ 関係機関との協議の必要あり(別途資料作成必要あり)
		□ その他(
カ	照査の実施	■ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。
		■ 詳細設計照査要領(国土交通省中部地方整備局 平成29年3月制定)
		□ その他(
丰	打合せ等	■ 設計業務等着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)及び設計図書で 定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。
		■ 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。
		設計業務着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)における打合せに は、照査技術者も出席するものとする。
ク	資料の貸与	■ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。
		(特記仕様書2のとおり)
ケ	業務条件	■ 業務条件は下記のとおりとする。
		(特記仕様書2のとおり)
П	その他	■ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものであることが確認できるよう出典日時も明記すること。

(注)

- 1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明
- 示する。 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
- 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市 令和4年6月

特記仕様書(その2)

本仕様書は、「堀川排水機場設計業務委託」に適用する。

第1 排水機場詳細設計

準用河川堀川において、ポンプゲート形式 (総排水量 7.0 ㎡、4 基) による排水機場整備を目的とした排水機場詳細設計を実施するものである。

1. 設計計画

業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成、提出する。

2. 現地踏査

貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設や河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況、 河川利用形態などを把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状 況を把握し、整理する。

3. 基本事項の決定

概略設計等の貸与資料、設計図書及び指示事項等に基づき、下記の基本条件等を確認するものとする。

- (1) 配置計画(位置及び施設配置等)
- (2) 計画実揚程、ポンプ形式、台数割、ゲート形式
- (3) 基本構造緒元(基礎形式、主要寸法)
- (4) 上屋形式 (構造形式及び規模、意匠)
- (5) 施工基本条件(荷重条件、自然·地盤条件、施工条件等)

4. 景観検討

景観について検討を行い、施設設計に反映させるものとする。また、施設のデザイン及び意匠について2案程度提案し、最適案を決定するものとする。

5. 構造設計

排水機場の土木施設について、細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め、下記等について詳細図を作成するものとする。

(1) 基礎工(吸水漕、沈砂池、吐出水槽等)

決定された構造形式に対して設定された基礎条件や荷重条件を基に、基礎設計を行うものとする。なお、基礎工が杭基礎の場合は、杭種、杭径の比較検討を行い、基礎杭の配置計画を行い、詳細図を作成するものとする。

(2) 機場設計

細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成する。

- (3) 導水路、沈砂池設計
 - 細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成する。
- (4) 取付水路(川表)設計

細部構造を決定し、設計計算を行い、詳細仕様を定め詳細図を作成する。

(5) 護岸·取付擁壁設計

護岸工及び取付擁壁工の設計に際し、地質状況や河道断面の設計形状、現状河道とのすりつけ範囲や方法について検討し、護岸の構造形式及び主要寸法を決定するとともに、安定計算、構造計算を行い構造詳細図、配筋図等を作成するものである。

(6) 土工設計

掘削、盛土、埋戻し等の土工設計を行い、土工図を作成するものとする。

(7) 土木施設耐震設計

レベル1及びレベル2地震動に対する耐震計算を行う。

6. 機場上屋設計及び外構設計

下記項目について、設計を行うものとする。

(1) 構造設計

機場上屋の構造について検討し、上屋構造形式を決定し、設計計算を行い、構造図を作成 する。

(2) 意匠設計及び内外装設計

機場上屋の配置、規模について検討し、意匠について、詳細仕様を決定し意匠図を作成する。 なお、決定された意匠に基づき、内外装の仕上げについて詳細仕様を決定し仕上表を作成 する。

(3) 設備設計

機場上屋の電気設備、管給排水設備、空調設備等の検討を行い、設計図を作成する。

(4) 外構設計

機場敷地内の外構について、詳細仕様を決定し、外構図を作成する。

7. ポンプ機電設備計画

機場の土木施設、機場上屋設計に必要な基本形状寸法、荷重、箱抜き部形状寸法を決定し、ポンプ 機電設備の主要緒元について検討し、下記項目等の計画一般図を作成する。

(1) ポンプ設備計画

ポンプ計画実揚程を検討し、全揚程を決定して、駆動原動機の出力と原動機の種類を決定する。

(2) 自家発電設備計画

ポンプ設備の補器及び機場上屋設備に伴う電気設備計画について、自家発電設備容量を検討 し、自家発電設備の規模を決定する。

(3) 受配電設備計画

受配電設備計画」について、ポンプ設備機器の負荷及び機場上屋設備(照明、空調、保安電 気等)容量の負荷を検討し、受配電設備を決定する。

(4) 除塵設備計画

機械式除塵設備計画について、形式及び基本形状を検討し、除塵設備を決定する。

8. 施工計画

当該工事で必要となる開削、築造及びそれに伴う仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を

検討し、最適な施工計画案を策定するものとのし、主な内容は下記に示すものとする。

- (1) 施工条件
- (2) 施工方法
- (3) 掘削計画
- (4) 工程計画
- (5) 動熊観測の方法(必要な場合)
- (6) 工事機械、仮設備と配置
- (7) 環境保全対策
- (8) 安全対策

9. 仮設構造物設計

施工計画により必要となる仮設構造物(仮締切、仮排水路、工事用道路及び土留工等)の規模、構造緒元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

10. 数量計算

決定した設計図に対して、数量算出を行い、数量計算書を作成する。

11. パース作成

決定したデザインを基に、周辺を含めた着色パース(A3版)を1タイプについて作成する。

12. 概算工事費算出

数量計算書より概算工事費を算出する。

- 13. 照查
- 14. 報告書作成

第2 機械設備詳細設計

- 1. 設計計画
- 2. 計算機能

設計計画に基づく設備容量計算書を作成する。

3. 設計図作成

計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、フローシート、全体配置平面図、配置平面図、配置断面図、配管全体図、水位関係図及び箱抜参考図等を作成する。

4. 数量計算

決定した設計図に対して、数量算出を行い、数量計算書を作成する。

5. 照查

第3 電気設備詳細設計

- 1. 設計計画
- 2. 計算機能

設計計画に基づく設備容量計算書を作成する。

3. 設計図作成

計算により定められた諸条件に基づく、工事特記仕様書、フローシート、全体配置平面図、配置平面図、配置断面図、配管全体図、水位関係図及び箱抜参考図等を作成する。

4. 数量計算

決定した設計図に対して、数量算出を行い、数量計算書を作成する。

5. 照査

第4 報告書作成

本業務の成果一式を報告書とし取りまとめる。また、使用した諸基準が分かるよう明記する。

第5 打合せ協議

業務着手時1回、中間打合せ5回、成果品納入時1回、関係機関打合せ協議1機関を標準とする。 関係機関については、海蔵川河川管理者との協議である。

貸与資料

下記の業務委託成果品とする。

- ·(H30)三滝川分派内水対策検討業務委託
- ·(R3)堀川放水路設計業務委託
- ·(R3)堀川内水対策測量業務委託

業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書

本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、以下により 徹底を図るものとする。

- (1) 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・ 事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定 の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底 するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- (3) 業務等の関係者が緊急事態措置・まん延防止等重点措置を実施すべき区域から作業 等に従事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適 切な対応をとること。
- (4) 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とする。ただし、感染防止については、事前に監督員と協議を行い有効な手段と 認められる場合に業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間 の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。
- (6) 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。 また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 と。

なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。